



# MIN-IREN 憲法 Café

vol.3  
2016年12月発行

【民医連新聞発行所】全日本民主医療機関連合会 【発行人】岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460 URL http://www.min-iren.gr.jp

民医連の医療・介護と25条  
私たちが日頃、いろいろな困難があったとしても、仕事を元気でがんばれるのはなぜでしょうか。



# 生きざるを 支える

## 私たちの「元気」のみなもとは…

民医連のある職場では、次のような意見が出されました。「患者さんの話を聞いて、その思いをかなえるためにとりくみ、たくさんの『ありがとう』の感謝の言葉をいただくから」「利用者の願いにこたえようと力をあわせる各職種の仲間がいるから」「国保料引き下げの運動をして実現し、患者や地域の人々に喜ばれたから」「地域の人々との交流を通して健康への思いを身近に感じ、そんな人々から守られている病院に働いているから」…。

私たちの医療・介護活動の魅力に自ら確信をもち、その内容が患者・利用者・地域の人々から信頼され、健康づくりや幸福追求に専門職として役立っているという実感。それこそが、私たちの喜びや働きがいにつながっているのではないのでしょうか。

## 幸福の条件としての 生存権・健康権(25条)

民医連の医療・介護活動の特徴のひとつは、患者・利用者・地域の人々の人権を何よりも大切にし、「その人らしく生きること」を支えるために、「共同のいとなみ」としての医療・介護を、民主的なチームで力をあわせてすすめていることです。

それを日本国憲法との関係でいえば、人々が個人として尊重され幸福を追求し自分らしく生きる(13条)条件として、健康で文化的な生活を営む権利(25条)の実現を、専門職として支えサポートすることにほかなりません。

また民医連は、患者・疾病を生活と労働の視点、健康の社会的決定要因(SDH)の視点でとらえ、社会問題の解決のために行動してきました。そして、誰もがいつでもどこでも安心して医療や介護を受けられるための社会保障運動、平和やよりよい政治を求めるたたかいにとりくんできました。

それは、社会保障を充実する責任と義務を負っている国(25条2項)に対して、曖昧にすることなく続けてきた私たちの「不断の努力」(12条)であり、「民医連運動の魂」と言われてきた活動です。

この権利は「生存権」と表現されていますが、条文には「生存」という言葉はありません。ここで意味するも

のは、ただ単に動物的にいのちが永らえればよいということではなく、人間らしく生き、「健康で文化的」に生活する権利です。その理念は、国際的な健康権保障の流れと一致しています。

### 憲法25条(生存権)

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

健康権は第2次世界大戦後、1948年の世界人権宣言でうたわれ、その達成のための国連の専門機関としてWHO(世界保健機関)が設立されました。そして1966年、国際人権規約で明確に規定され、日本も1979年に批准しています。

健康権とは、「すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利」です。私たち医療・介護従事者には、人々の健康権実現の担い手としての役割があります。

また、「権利としての社会保障」を憲法で明記している国は世界でそう多くはありません。25条は、9条とともに、憲法を定める国会で国民の声を背景として草案に新たに追加されたものであり、世界のなかで先進的でかけがえのない意義をもっているのです。

### 民医連がとりくんできた社会保障運動の例

- 小児マヒ治療薬の緊急輸入を実現する運動(ポリオ闘争)
- 老人医療費無料化をめざす運動
- 水俣病などの公害闘争
- 医師数増員の運動
- 訪問看護を診療報酬で認めさせる活動
- 各地の国保料引き下げの実現
- 乳幼児・子どもの医療費窓口無料化運動
- 介護職の処遇改善をめざす運動 など

「介護の社会化」と銘打って、介護保険制度がスタートしてから16年が経ちました。国は「利用しやすく公平な支援システム」「1割負担が基本、低所得者にも配慮」「可能な限り居室において有する能力に応じて暮らし続けられる」「要介護者とその家族の家計や心身への過大な負担が軽減」と希望満載の宣言文句を並べましたが、介護保険法や報酬改定の相次ぐ改悪により、当初の期待はことごとく打ち砕かれ続けています。▼昨年四月の介護報酬引き下げで、老人福祉・介護事業の倒産は前年を大きく上回り、特に小規模の通所介護・短期入所介護事業・訪問介護の倒産や閉鎖が全国で続出しています。私の身近でも昨年三件、本年二件の事業所が廃業を余儀なくされました。ある事業者は廃業の通知に「廃業の大きな理由は介護保険制度改定にあり(中略)私共が目指した地域福祉、高齢者福祉の在りようとは随分違う形の福祉を推進するのが改定された今回の制度なのです」と悔しさを滲ませていました。▼政府が見直しを検討している「軽度者(要介護1,2)の生活援助の切り下げや、デイサービス等の総合事業への移行は、必要なサービスの利用を更に制限させ、望む生活を続けられなくなる方が多くなるのでは」と危惧します。「生活援助に入った時に状態の変化を早期に発見する」という専門職の関わりと視点を否定するような改定を断じて許すことは出来ません。▼老後を安心して迎えられ、住み慣れた地域の中でその人らしく生活することは、憲法に保障された権利です。▼先日行った介護カフェで、ある介護職の青年が「介護は守るの意、福祉は幸せの意、介護福祉士は幸せを守る人」と語ってくれた養成校の先生の言葉を、今も大切にしている」と話してくれました。そんな志をもった仲間が夢や希望をもって未来をつくっていくように、我々の関わる利用者の皆さんが笑顔でいられように、「憲法」を守る歩みを止めてはならぬと切に思います。

上伊那医療生活協同組合 山口とよ子

現場から見える憲法

# 25条つて すばらしい

## 生まれてから 亡くなるまで ずっと社会保障で 守られている



『生存権』という思想の出発点は、ドイツ・ワイマール憲法です。まだまだ、この時は誕生したばかりの発想であり「すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則」という表現で、「権利」とまでは明言されていません。この内容を日本に取り入れ、「権利」にまで高めたのは日本の学者たちです。民間の手で憲法を起草するために憲法研究会がつくられ、ここで「国民が健康にして文化的水準の生活を営む権利を有す」という条文案が提案されました。これをGHQが採用したのが憲法25条第1項です。

社会保障を国家からの「恩恵」とするために、全体主義国家では徹底的に削減されたという戦争の反省から、社会保障を「権利」にしたのです。では第2項はどうでしょうか。当時アメリカやイギリスでは、なんのルールもなく大企業に儲けさせていると、人々の命や健康が奪われてしまうということがわかってきました。そこで、社会保障は国の責任で行うべきだという運動が広がり、社会保障に関する法律が作られ始めました。この運動に参加していた人たちがGHQのメンバーになり、「社会保障増進」を国の責任として義務付け

た第2項をつくります。このように、世界中の人たちの運動と英知の結晶として生まれたのが憲法25条です。世界の運動が生み出した、最先端・世界の宝の条文です。私たちが生まれてから、働き、高齢になり、死ぬまで、25条の下に、全ライフステージにわたって社会保障の制度がつくられています。

「公的扶助」制度は、収入が最低生活費以下に陥ったすべての人に対し、その費用を国の公費で賄うことにより、最低生活費を保障する制度です。代表的なのは生活保護制度です。次に「社会保険」制度です。失業、労災、老齢、疾病など人間の尊厳にふさ

わしい生活を送れなくなる危険に際して、公費や企業の負担を財源とするなどによって、社会全体でリスクを回避・分散しようという制度です。雇用(失業)保険・労働者災害補償保険・年金保険・医療保険などの制度があります。国民皆保険制度が代表的ですね。

他にも、障害・養育など社会的不利を負っている人への公費による社会福祉サービス制度、児童扶養手当など、社会が付与すべきであると判断した特定の費用を公費で現金給付する社会手当制度などがあります。憲法25条は私たち国民の生活にしっかりと生きています。

健康権は、WHO憲章前文や世界人権宣言に明文化されている「到達可能な身体及び精神の健康を享受する権利」の略称です。世界人権宣言の内容を基礎として1966年に採択された国際人権規約A規約第12条に、健康権が明記されました。

健康権は保健・医療に関する権利だけでなく、安全な水や食料、住居、環境、労働、教育および情報へのアクセスなど、健康

### 健康権の根拠は

## 憲法にある

の基礎となる前提条件について包括的な内容をもっています。

2000年、国際規約人権委員会は、第12条健康権に関して具体的基準を示しました。「健康は、他の人権の行使にとって不可欠な基本的人権である。すべての人間は尊厳ある人生を送るために到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有する」とし、その基準、指針の明確化、国家の義務について述べています。

日本では、健康権は憲法25条に直接の根拠をもち、憲法前文や13条と合わせて根拠づけられるとされています。政府は、健康権の実現のために努力しなければなりません。

今、貧困と格差の拡大のなかで、国民生活は憲法25条や健康権にかなったものになっているのでしょうか。

NHKのニュース番組で「進学できない」と困窮を語った母子家庭の女子高生をめぐって、ネット上や自民党国会議員から「批判」が起こりました。外食をしたり、スマートフォンを持っていることから「貧困ではない」「趣味を我慢すべき」というものです。これに対して「貧困だと、文化的精神的に豊かになることを許されないのですか!」との悲痛な声が寄せられました。

25条がうたう「健康で文化的な最低限度の生活」とは、ギリギリの衣食住ではなく、「人間の尊厳にふさわしい生活を営むための最低水準」です。



弁護士  
白神優理子の  
**憲法は希望 vol.3**

## 憲法25条が活かされる 医療の現場を

病院に来た入院が必要なおばあさん。けれど彼女は入院費を支払えない。病院スタッフは彼女を、無理矢理タクシーに詰め込みスラム街に置き去りにします。

「シッコ」というアメリカの医療・保険制度を描いた映画の衝撃的な場面です。

日本には国民皆保険制度があるのですが、このような悲劇は起きていません。国民皆保険制度は「誰でも」「どこでも」「いつでも」保健医療を受けられるように、全ての国民が公的医療保険に加入できるようにしています。

憲法25条第1項は、人間として尊重されるにふさわしい生活を送ることを「権利」と宣言しています。さらに同条第2項は、そのために国に「社会保障増進を義務づけている」んです。みなさんが毎日接している患者さんたちは、憲法25条で勝ち取られた権利を行使しているんです。

さらに憲法25条によれば、私たちは国民は国に対して「医療費がこんな高くては生活できないから国の援助制度を拡充して負担を下げてください」と要求できる権利を持っています。

ところが今、安倍自公政権は数々の社会保障制度改悪によって、この権利を破壊しています。さらに安倍自公政権が狙う自民改憲案は「福祉国家」を壊し、医療の現場をズタズタにしようとしています。

改憲草案24条1項は「家族は、互いに助け合わなければならない」とし、家族の助け合い義務を課して介護・育児などを家族任せにしようとしています。

さらに改憲草案96条1項は「地方自治体の経費」は「自主的な財源」を基本とするとしています。貧しい自治体は医療費負担が超高額になっても仕方がないとします。国民皆保険制度も壊れてしまいます。

冒頭の「シッコ」の場面が皆さんの医療の現場で現実になろうとしています。

これを許さず、医療の現場を守るのは私たちです。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければ(憲法12条)なりません。私たちが主役です。」